

横浜市立市場中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 3 日策定

令和 6 年 3 月 25 日改訂

(1) いじめ防止に向けた本校の考え方

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 26 年 1 月 23 日制定、以下、「推進法」という。）の趣旨および法第 2 条が示すとおり、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、市場中学校ではいじめの無い学校づくりを目指すため、次のような基本認識をもって日々の教育活動に取り組む。

- いじめはどの生徒、どの学校にも起こりうるものであること。
- いじめは決して許されない人権侵害の行為であるとすべての人が認識すること。
- いじめを許さない環境づくりのためには、いのちや人権を尊重する豊かな心をはぐくむことが必要であること。
- いじめに気付く力を高めるように努めることが大切であること。
- いじめの未然防止や早期発見には教職員相互の情報共有と保護者や地域の方々との連携が重要であること。
- いじめの未然防止や早期発見、さらに適切な措置等には組織的な対応や関係機関との連携強化とともに、日ごろからの生徒や保護者との信頼関係づくりが重要であること。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

①構成

- 対策委員会の構成員は次のとおりとする。
校長、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、養護教諭、生活指導部長、
各学年生活指導部、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当、道徳担当、SC、SSW
- 必要に応じて、関係する教職員及び心理や福祉等の外部の専門家に参加を求めるものとする。

②委員会の運営

- 学校いじめ防止対策委員会は、原則として月1回の定例会を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。
- 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

I. 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

II. 早期発見・事案対処

- いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、その共有を行う。
- いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携と言った対応を組織的に実施する。

III. 取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(3) いじめ未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- 生徒を「認める」「褒める」場面を積極的につくり、自尊感情を高める。
- 市場祭（運動の部・文化の部）をはじめとする行事を通して、仲間と協力して努力する態度を育てるとともに、心の成長を図る。
- 人権作文・福祉活動等、体験を通じた人権意識の啓発を図る。
- 分かる授業の実践により、生徒が授業に主体的に取り組める姿勢を育む。

②いじめの早期発見

- いじめの定義や対応について、年度当初に職員研修を行い、共通理解を図る。
- 毎月の生活（心）アンケートやいじめ解決一斉キャンペーンの実施により、より一層生徒の変化に気づきやすい環境をつくる。
- 日常的な教育相談を行い、生徒の状況把握を的確に行う。また、長期休業明けには全校で教育相談を実施し、生徒の学校生活に関する心配事を聞く機会をつくる。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築し、気づいた情報を共有できるようにする。
- 保護者・地域と連携し、多面的に生徒の状況を把握する。
- 情報モラル教育を推進する。

③いじめに対する措置

- 一人ひとりがいじめられた生徒・知らせた生徒を徹底して守ることを基盤として、適切な初期対応、指導、見守り、支援を組織的に行う。
- いじめやいじめが疑われる行為があった場合は対策委員会を中核として組織的な対応を徹底する。
- 関係者の協力のもと事実関係の把握を行い、被害生徒・保護者のケア及び支援、加害生徒・保護者への指導・支援を組織的に行う。
- 再発を防ぐ風土づくりのため集団への指導を適切に行う。
- 状況に応じて、警察署等関係機関や専門機関へ相談するなど適切に連携を図る。

④いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめが解消に至るよう、学校は見守り、定期的な面談等により、被害生徒・保護者のケア及び支援、加害生徒・保護者への指導・支援を行う。

⑤研修

- すべての教職員がいじめについて共通認識をもつために、生徒指導協議会をはじめとする生徒指導関係会議などにおいて、校内研修を行う。
- 特に、教職員は年間をとおして生徒理解を中心とした力量の向上に努め、適宜いじめの理解や未然防止、ケース会議、対応の在り方などについて研修を行う。

⑥学校運営協議会等の活用

- 学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、校区園児・児童・生徒生活指導協議会を要として、いじめ問題についての連携を図る。
- いじめの未然防止や解決に向けては、人権に最大限の配慮しながら個人情報の取扱いに十分留意しつつ、保護者や地域の方々と情報を共有し、共通理解のもので対応を図る。

⑦取組の年間計画

4月	対策委員会（活動方針・計画等）学級懇談 生徒指導協議会（いじめ対策・生活指導共通理解） Y-P 学校生活アンケート（1回目）	年間通して 毎日 ・主任会（校長・副校長・ 生徒指導専任・教務主任・ 学年主任・主幹教諭） 週一回 ・スクールカウンセラー・ 養護教諭・専任打合せ 月一回 ・いじめ防止対策委員会 ・生活（心）アンケート ・ケース会議 ・SSW 打ち合わせ ・生活指導部会
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式アンケート・教育相談）	
6月	少年補導員の会、学校運営協議会	
7月	地区懇談、保護者面談、いじめ防止アンケート、 保護者面談、校区生活指導協議会、 横浜子ども会議（中学校ブロック・区交流会）	
8・9月	サマーライフアンケート、教育相談 学校運営協議会	
10月	対策委員会（中間振り返り）	
11月	少年補導員の会、学校運営協議会、Y-P 支援検討会議、 地域福祉活動、Y-P 学校生活アンケート（2回目）	
12月	人権週間（未然防止強化）、いじめ解決一斉キャンペーン 実施（無記名アンケート） 保護者面談、民生・主任児童員の会、校区生活指導協議会 学校運営協議会	
1月	教育相談、キャリア教育、ニューイヤーライフアンケート	
2月	学校いじめ防止基本方針の見直し、 学校運営協議会	
3月	対策委員会（年間振り返り及び次年度への改善）	

(4) 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」(同項第2号)とされている。

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

参考資料

- (1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)
- (2)「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改訂)